

堀江中学校 校長室だより

令和7年度 No.12

さくら



令和7年6月23日(月)

人権について考える

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、幸せに生きるためにの権利です。例えば、生きる権利、安全に暮らす権利、差別を受けない権利、教育を受ける権利などです。しかし、社会では人権が守られていない状況や、人権を侵害する出来事が日々起こっています。例を挙げて考えてみましょう。

いじめ 先月、「いじめ（いのち）について考える日」がありました。私から、「いじめは人の尊厳を傷つけ、安全に暮らす権利を侵害する行為」、「いじめには、身体的な暴力だけでなく、言葉による攻撃や無視なども含まれる」などの話をしました。また、いじめの被害者は心に深い傷を負うことも説明し、いじめのない安心・安全な堀江中学校をみんなで創ろうと伝えました。

（「さくら 第6号」参照）

インターネットでの攻撃 もしあなたが、SNSなどで根拠のない噂を流されたり、心ない言葉で攻撃されれば、耐えがたい苦しみを感じるかもしれません。これらは、「名誉を傷つけられない権利」や「プライバシーの権利」を侵害する行為です。インターネットでは互いの顔は見えません。だからと言って、何を発信してもいいわけではありません。

拡散された情報は消すのが難しく、被害者を苦しめ続けます。なお、発信者の情報は必ず特定でき、場合によっては罪に問われることを忘れてはいけません。

差別 その人がおかれている状況、肌の色、性別、出身地、障がいなどによって、不当な扱いを受けることは差別であり人権侵害です。例えば、障がい者であることを理由に、店の利用を断られたり、仕事に就くことができなかつたりするようなケースです。これは、「平等に扱われる権利」を侵害しています。私たちは、一人ひとり異なる個性を持っています。また、それぞれが違った状況で生活しています。その違いによって差別されるべきではありません。

以上のように、人権侵害は私たちの身边にあります。そして人権侵害は、被害を受けた人に大きなダメージを与え、その人の人生をくるわせてしまうことがあります。

それでは、私たちはどう考え、どう行動すれば良いのでしょうか。まず自分が同じことをされたらどう感じるか、という想像力を働かせることです。差別された人がどんなに辛いか、どんなに傷つくか、どんなに悔しいかを考えなければなりません。また無知も差別を生みます。ですから、人権について正しく学ぶ必要があるのです。

次に、「不合理」を感じたら見て見ぬふりをしないことです。このことは、以前、皆さんに伝えました。人権侵害を見たり聞いたりしたら、先生や信頼できる大人に相談してください。また、SNSでの投稿を、安易に拡散することも人権侵害につながる可能性があります。皆さんの正しい行動が、誰かの人権を守る大きな力になります。

最後に「すべての人には人権がある」ということです。自分の人権が守られるることはもちろんですが、同時に、他者の人権も尊重しなければならないのです。

堀中生一人ひとりが人権の大切さを理解し、お互いを尊重し合うことで安心・安全な学校を築いてほしいと思います。また、学びをとおして自分の中に正しい人権感覚を育て、社会生活においても、差別や不合理を見抜く目を養ってください。

学校ホームページで、日々の教育活動のようすを公開しています。どうぞ、本校ホームページを閲覧してください。

